

つきみ野7丁目第1建築協定 運営委員会細則

第1条 この細則は、つきみ野7丁目第1建築協定（以下「協定」という。）第7条に基づき、協定に定めるもののほか、つきみ野7丁目第1建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定め、その運営を円滑化することを目的とする。

（召集）

第2条 委員会の召集は、必要に応じ委員長が行う。

（委員会の業務）

第3条 委員会は、協定の運営に関する次の事項を処理する。

- (1) 建築確認申請に関する所定の書類を所有権者等より受理したときは、速やかに委員会を開催し、協定第6条に定める建築物に関する基準との整合を審査する。その結果については、連絡表（細則様式第1号）に必要事項を記入の上、当該所有権者等に同表を発行する。なお、提出された書類は、審査終了後、当該所有権者等に返却するものとする。
- (2) 協定第10条、第11条、第13条に定める事項。
- (3) その他協定の運営に関すること。

（議決）

第4条 委員会の議決は、役員を含め委員の3分の2以上が出席（委任も含む。）し、出席委員の過半数をもって決する。

2 不可同数の場合には、委員長がこれを決する。

（議事録の作成及び保管）

第5条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議題、議事の経過及びその結果を記載する。

3 委員長は議事録を保管し、利害関係人の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

（所有者等の変更の届出）

第6条 協定第13条第1項の規定による所有者等の変更の届出は、所有者等移転届（細則様式第2号）により行うものとする。

（建築計画の届出）

第7条 協定第13条第2項の規定による建築計画の届出は、建築計画届（細則様式第3号）により行うものとする。

(経費)

第8条 委員会にかかる諸経費は、協定第4条の所有権者等全員の負担とする。

(委任)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の事務執行、会計、その他必要な事項は、委員会の承認を得て委員長がこれを定める。

平成 年 月 日

つきみ野7丁目第1建築協定

連 絡 表

つきみ野7丁目第1建築協定 協定者

殿

つきみ野7丁目第1建築協定運営委員会

委員長 _____

Ⓜ

次の物件について、協定第6条による審査をした結果、支障ないことを認めます。

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

申請場所 _____ 大和市つきみ野7丁目

